

循環型社会形成推進地域計画改善計画書

1. 実施した計画の基本的な事項

(1) 基礎情報

ア. 対象地域

構成市町村等名	米子市、境港市、日吉津村、大山町、南部町、伯耆町、日南町、日野町、江府町、鳥取県西部広域行政管理組合、南部町・伯耆町清掃施設管理組合						
地域内総人口（人）	235,396人						
地域総面積（km ² ）	1,208.48km ²						
地域の要件	人口	面積	豪雪	山村	過疎		
地域の要件がその他の場合は具体的に記載							
構成市町村に一部事務組合等が含まれている場合、当該組合の状況							
組合名称（設立年月日）	①鳥取県西部広域行政管理組合（昭和47年6月1日設立） ②南部町・伯耆町清掃施設管理組合（昭和46年4月1日設立）						
組合を構成する市町村	①鳥取県西部広域行政管理組合（米子市、境港市、日吉津村、大山町、南部町、伯耆町、日南町、日野町、江府町） ②南部町・伯耆町清掃施設管理組合（南部町、伯耆町）						

イ. 計画実施期間

開始年月日	令和2年4月1日
終了年月日	令和7年3月31日
計画期間	5年

(2) 対象地域における取組みに関する事項

ア. ごみ処理の広域化・施設の集約化の実施状況

鳥取県は、平成10年3月にごみ処理広域化計画を策定し、県内を東中西部の3つに区分し、ごみ処理広域化及び施設の集約化を推進することとした。この中で、本地域は鳥取県西部地域として位置づけられたことから、鳥取県西部広域行政管理組合において可燃ごみ処理広域化基本計画（平成13年度）を策定し、中期計画として平成23年度稼働の可燃ごみ処理施設（米子市を除く8市町村の施設）の整備を、長期計画として令和14年度稼働の可燃ごみ処理施設（西部圏域全9市町村の施設）の整備を計画した。その後、中期計画は構成市町村の財政状況等を鑑み平成18年に凍結となったことから、長期計画実行までの過渡期対策として、米子市への処理委託や各施設の延命化工事を実施し、現在まで処理を継続しているところである。 前述の長期計画に基づくごみ処理広域化への取組については、令和3年8月に鳥取県西部広域行政管理組合において一般廃棄物処理施設整備基本構想を策定し、令和14年度の稼働を目標に西部圏域の各ごみ処理施設を集約した中間処理施設（可燃ごみ・不燃ごみ処理施設の一体施設。以下同じ。）1施設と最終処分場1施設の整備を計画した。両施設の建設用地を選定するため、令和3年8月から候補地選定を開始し、令和5年3月に中間処理施設及び最終処分場の建設候補地をそれぞれ選定した。中間処理施設及び最終処分場とも現時点（令和8年6月）において、地元自治会の同意、地権者の了解を得ることができている。 なお、建設候補地の地元説明等に時間を要したことや環境影響評価、埋蔵文化財調査、建設工事の期間を精査した結果、両施設とも、施設の稼働目標を令和19年度とした。 本地域における今後のごみ処理の広域化及び集約化施策については、鳥取県が令和6年度に策定した「鳥取県ごみ処理の長期広域化・集約化計画」に沿って、必要な施策を実施していくこととしている。	
確認した都道府県の広域化・集約化計画の名称	・「ごみ処理の広域化計画」～美しい鳥取県の環境を守るために～（平成10年3月鳥取県） ・鳥取県ごみ処理の長期広域化・集約化計画（令和7年3月鳥取県）

イ. プラスチック資源の分別収集及び再商品化に係る実施内容

実施済の場合	実施地域	
	実施年度	
	実施方法	
	上記が④もしくは⑤の場合、その詳細	
実施しない地域		—
プラ要件化対象事業の実施		—
備考	令和19年度の稼働を目標とする新しい中間処理施設の処理対象物にプラスチック類を加えた。令和8年度に着手する施設整備基本計画において、処理に必要な諸計画を定めることとしている。	

ウ. 対象地域における一般廃棄物処理有料化の実施状況

有料化導入状況	①全ての構成市町村で導入済
上記が④の場合、その詳細	
未導入の構成市町村名	
有料化導入に向けた検討状況 ※全ての構成市町村で導入済の場合は記載不要	

エ. 対象地域における災害廃棄物処理計画の策定状況

策定状況	①構成市全てで策定済
策定済の構成市（計画の名称）	米子市（米子市災害廃棄物処理計画）、境港市（境港市災害廃棄物処理計画）、日吉津村（日吉津村災害廃棄物処理計画）、大山町（大山町災害廃棄物処理計画）、南部町（南部町災害廃棄物処理計画）、伯耆町（伯耆町災害廃棄物処理計画）、日南町（日南町災害廃棄物処理計画）、日野町（日野町災害廃棄物処理計画）、江府町（江府町災害廃棄物処理計画）
未策定の構成市（策定予定時期）	
備考	策定済みの災害廃棄物処理計画では、具体的な仮置場は設定されておらず、選定の考え方や選定方法等について明記されている。

2 目標の達成状況

(一般廃棄物の処理)

減量化、再生利用に関する指標		現状	目標	実績	
		平成30年度	令和7年度	令和7年度	実績/目標
①総人口（人）		235,396	227,627	222,254	
排出量	事業系ごみ排出量（トン）	42,375	41,434	35,416	740%
	生活系ごみ排出量（トン）	50,675	46,983	44,947	155%
	1人1日当たりのごみ排出量（g/人日）	508	487	476	152%
	その他排出量（集団回収等）	817	655	286	328%
	総排出量（トン）	93,867	89,072	80,649	276%
	1人1日当たりの排出量（g/人日）	1,092	1,072	994	490%
再生利用量	総資源化量（トン）	31,179	31,549	26,382	0%
	総排出量に占める総資源化量の割合（%）	33%	35%	33%	
最終処分量	埋立最終処分量（トン）	3,782	2,656	1,935	200%
	総排出量に占める埋立最終処分量の割合（%）	4%	3%	2%	
エネルギー回収量	年間の発電電力量（MWH）	23,417	21,937	18,370	
	年間の熱利用量（GJ）	—	—	—	
特記事項					

※ 排出量は実績の割合/目標の割合を記載。再生利用量・最終処分量については、（実績の割合-現状の割合）/（目標の割合-現状の割合）を記載。

(生活排水の処理)

生活排水処理に関する指標		平成30年度現状		令和7年度目標		令和7年度実績	
		人口	構成比	人口	構成比	人口	構成比
処理形態別人口	公共下水道	110,024人	57.8%	120,676人	64.7%	118,908人	66.0%
	農業集落排水施設等	28,457人	14.9%	27,861人	14.9%	27,409人	15.2%
	合併処理浄化槽等	20,307人	10.7%	18,975人	10.2%	17,169人	9.5%
	小計：汚水衛生処理人口	158,788人	83.4%	167,512人	89.8%	163,486人	90.7%
	単独処理浄化槽等	14,606人	7.7%	9,991人	5.4%	8,340人	4.6%
	非水洗化人口	17,028人	8.9%	8,984人	4.8%	8,363人	4.6%
	小計：未処理人口	31,634人	16.6%	18,975人	10.2%	16,703人	9.3%
	合計：総人口	190,422人	100.0%	186,487人	100.0%	180,189人	100.0%
し尿・汚泥の量	汲取りし尿量	10,969キロリットル		7,530キロリットル		7,507キロリットル	
	浄化槽汚泥量	30,421キロリットル		27,659キロリットル		29,822キロリットル	
	合計	41,390キロリットル		35,189キロリットル		37,329キロリットル	

3 目標が達成できなかった要因

1 一般廃棄物の処理 (再生利用量) ・総資源化量及び総排出量に占める総資源化量の割合が目標を達成できなかった要因は、ごみ総排出量は減少するものの総資源化量は増加させる目標に対し、実績はごみ総排出量が大幅に減少し、それに伴い総資源化量も大きく減少となったものである。なお、ごみ総排出量の減少要因は、想定より人口の減少幅が大きかったこと及び1人1日当たりの排出量が減少したことである。また、総資源化量の減少要因は、目標設定時の過去実績が増加傾向であったことから目標値を増加（概ね現状維持）に設定していたが、人口減少の進行も加わり、生活系不燃ごみ及び資源ごみ並びに事業系資源ごみの排出量が減少したためである。 (エネルギー回収量) ・年間の発電電力量が目標を達成できなかった要因は、米子市クリーンセンターのごみ焼却量が減少したことによるものである。
2 生活排水の処理 (し尿・汚泥の量) ・浄化槽汚泥量が目標を達成できなかった要因について、合併処理浄化槽等人口及び単独処理浄化槽等人口は目標値より減少している一方で、浄化槽汚泥量が増加していることから、単純に排出量が増加しているのではなく、他の要因（近年の浄化槽法定検査の受検率の上昇など）が関係しているものと想定する。

4 目標達成に向けた方策

目標達成年度 令和12年度まで
1 一般廃棄物の処理 (再生利用量) ・今後も人口減少等に伴いごみ排出量は減少し、それに伴い資源化量も減少するものと考えられるため、各構成市町村及び事業所において様々な方法により資源物の回収及び資源化に取り組むことにより、資源化率の向上を図っていく。 (エネルギー回収量) ・今後も人口減少等に伴いごみ排出量は減少し、米子市クリーンセンターの焼却量も減少するものと考えられるため、効率的な運転管理に努め、エネルギー回収量の増加を図っていく。
2 生活排水の処理 (し尿・汚泥の量) ・合併処理浄化槽等人口及び単独処理浄化槽等人口は減少傾向にあり目標を達成していることから、各市町村において、継続して未処理人口の減少に向け、公共下水道及び農業集落排水施設への接続や合併処理浄化槽等の設置について普及啓発を推進する。

(都道府県知事の所見)

1 一般廃棄物の処理 改善計画書のとおり、各家庭・事業所等に対して、構成市町村等と連携し、県の助成なども活用しながら、ごみの再生利用に係る周知・啓発に取り組まれない。 エネルギー回収について、効率的運転管理を実施していただきたい。

※令和7年3月31日までに承認された地域計画については、なお従前の様式にて提出できるものとする。